

受 理 番 号	請願第 1 号	受理年月日	平成 2 7 年 2 月 2 4 日
件 名	受動喫煙の防止措置の強力な推進を求める請願書		
請 願 者	渉 秀憲		
紹 介 議 員	井上 勝博		
要 旨			
先にWHOは締約国に、たばこの煙へのばく露が、死亡・疾病・障害を引き起こすことが科学的に証明されていることを認識すること等の勧告を出し、それに基づき我が国では、平成15年に健康増進法（以下「法」という。）が施行された。 法第25条に「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。」とある。 法に定められている施設とは、公営・民営を問わず、また、規模の大小を問わず、受動喫煙の防止に努めなければならない。言い換えれば、完全な分煙を施すべきである。 しかして現状をみるに、公共の施設は分煙が進んでいるが、民間の、特に飲食店等は、営業上の理由等でほとんどが無措置と言わざるを得ない。 よって、法の強力な推進のために、下記に準じて施策を推進されるよう請願する。			
記			
1 市は、県や保健所と連携しつつ、傘下の全ての施設について、法第25条についての説明・啓発を強力に推し進めること。また、措置状況の実態調査を行うこと。 2 市は、市民に対して、適宜、法の趣旨の周知徹底に努めること。また、措置実施の必要経費の軽減のために、労働安全衛生法に基づく助成金の制度があることも併せて周知すること。 3 法の円滑な実施のため、実施のための準備期間や手法、助言内容、実態調査などを定めた条例を制定すること。 4 措置がなされていない施設には、速やかに実施されるよう勧告すること。			